

久喜市議会
平成26年6月定例会追加議案

議 案 目 錄

議案第49号 調停の申立て等について 1

議案第49号

調停の申立て等について

次のとおり、放課後児童対策事業委託料に係る金員支払請求に関し、調停の申立て等をすることについて、議決を求める。

1 相 手 方 群馬県前橋市紅雲町二丁目14番11号
大 熊 健 資

2 内容及び申立ての趣旨

本市は、国・埼玉県の補助金を受けて、相手方が代表を務める「久喜児童クラブ」及び「江面児童クラブ」と委託契約を結び、放課後児童対策事業を実施してきたが、平成19年11月に、埼玉県と本市で事業の実地検査を行ったところ、経営主体とされていた「父母の会」の実態がなく、また、委託契約上備えておくべき帳簿等の関係書類が整備されていない等、放課後児童対策事業が適正に実施されていないことが判明した。

このことは、埼玉県の補助金等の交付手続等に関する規則第10条第2項に反することから、本市は、平成19年度の委託契約を変更するとともに、平成14年度から平成18年度までの5年分の補助金を埼玉県に返還した。

このため、本市は、相手方に対して、埼玉県に返還した補助金相当額並びに平成19年度放課後児童対策事業委託変更契約によって、相手方から返還されるべき金額との合計15,317,000円の金員の支払いを求め、その協議を進めてきたが、相手方の支払い金額を合意することができず、話し合いの進展が見込めない状況であるため、相手方に金員の支払い及びこれに対する調停申立書送達の日の翌日から、年5分の割合による遅延損害金を支払うよう調停の申立てを行うものである。

3 本調停において目的を達することができず、又は必要があるときは、放課後児童対策事業委託料に係る金員支払請求に関する訴えを提起することができるものとする。

平成26年6月18日提出

久喜市長 田 中 暉 二

提案理由

放課後児童対策事業委託料に係る金員支払請求に関し、調停の申立て等をした
いので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するもので
あります。